

マイナンバー制度の導入による就学援助の申請方法

申請者（保護者）が飯塚市教育委員会教育総務課（飯塚市役所 6 階）に下記のものをご持参ください。

1. 就学援助申請書・・・飯塚市立小・中学校および教育総務課にあります。
2. 印鑑（認印可）・・・申請書に 2 カ所押していただきます。
3. 申請者（保護者）本人確認書類・・・下記をご覧ください、必要書類を確認ください。

* 必要書類がご不明の場合は表面の問い合わせ先にお尋ねください。

申請者（保護者）が申請手続を行う場合

◎個人番号カード（※写真付きのもの）をお持ちの場合は、マイナンバーの確認と身元確認が個人番号カード 1 枚でできます。

◎個人番号カード（※）をお持ちでない場合は、下記のとおり、原則 2 種類以上（①マイナンバーの確認＋②身元確認）の書類が必要です。

①マイナンバーの確認	②身元確認
◎住民票を有する全ての人に配布される <u>通知カード</u> ◎マイナンバー付の住民票	<u>官公署発行の顔写真付証明書 1 点</u> （例：運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など） <u>官公署等発行の顔写真なしの証明書 2 点</u> （例：健康保険証、介護保険証、各種医療証、年金手帳、児童扶養手当証書、社員証、学生証、生活保護受給者証、恩給等の証書など）

代理人が申請手続を行う場合

◎必要書類は、①代理権の確認書類、②代理人の身元確認書類および③本人のマイナンバーの確認書類です。

①代理で申請や手続をされる場合の代理権の確認書類

ア 法定代理人の場合は、戸籍謄本、その他その資格を証明する書類が必要です。

イ 任意代理人の場合は、委任状が必要です。

②代理人の身元確認書類は、上記の「身元確認書類」と同様の書類が必要です。

③本人のマイナンバーの確認書類は、上記の「マイナンバーの確認書類」と同様の書類が必要です。

<市内に住民登録のない方は>

4. 所得証明書等・・・令和 3 年 1 月 1 日現在で飯塚市に住民登録のない方は、確定申告した市町村の令和 3 年度所得証明書を提出していただくことがあります。

（令和 3 年 1 月 1 日現在において飯塚市に住民登録のある方は必要ありません。）

なお、申請者（保護者）が飯塚市教育委員会教育総務課（飯塚市役所 6 階）へ手続きに来ることが困難な場合は、お子様の通われる予定または通われている飯塚市立小・中学校に、記入押印した就学援助申請書を提出してください。その際には、必ずお子様または申請者（保護者）自身が提出してください。

* 国・県立小中学校等に就学の方は、教育総務課のみの受付となります。